

医療保険のオンライン資格確認と医療扶助のオンライン資格確認の差分

令和4年12月
厚生労働省社会・援護局

改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	内容
1.0	令和4年12月9日	初版	初版作成

※ 版数は新規制定を第1.0版とし、改訂が発生した際は第1.1版と版数を上げる。

1. 医療保険のオンライン資格確認と医療扶助のオンライン資格確認の差分

医療扶助のオンライン資格確認の流れは、医療保険のオンライン資格確認の流れを基調としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を実現します。

現行の医療扶助の運用では、健康保険証の代わりに医療券/調剤券等に記載された公費負担者番号、受給者番号等を使用して資格確認を行います。医療券/調剤券は医療扶助の決定時に福祉事務所から被保護者に対して交付される証であり、オンライン資格確認によって資格の有効期限や委託先医療機関等の情報が連携されます。

医療保険・医療扶助両方の資格を持つ患者の場合は、医療保険・医療扶助両方の資格情報等が連携されます（医療券/調剤券を利用した資格確認では医療扶助の情報の有効性のみ確認できる）。

また、医療扶助では、原則、被保護者は福祉事務所が指定（委託）した医療機関・薬局で診察等を受けます。福祉事務所から委託を受けていない医療機関・薬局（未委託の医療機関・薬局）における資格確認及び委託先資格情報の一括取得を医療扶助のオンライン資格確認の独自要件として整理しています。

※図1、2、3、4はマイナンバーカードによるオンライン資格確認の流れを整理しています。

図1 医療保険のオンライン資格確認の流れ

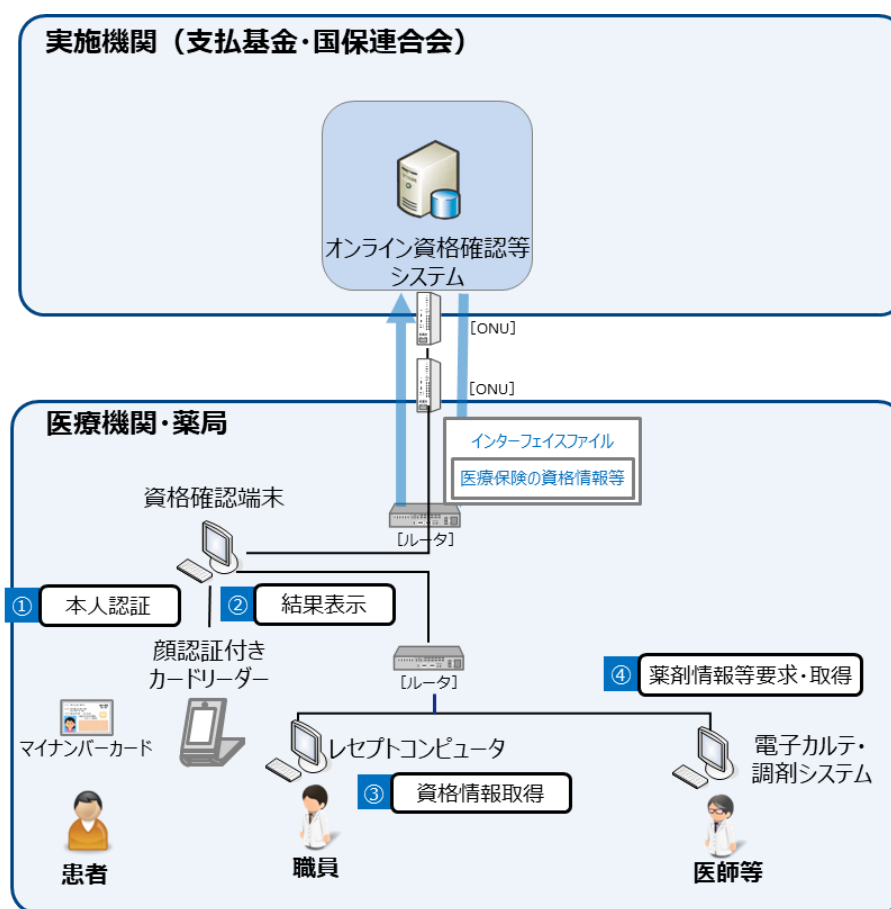


図 2 医療扶助のオンライン資格確認の流れ（医療扶助単独の場合）

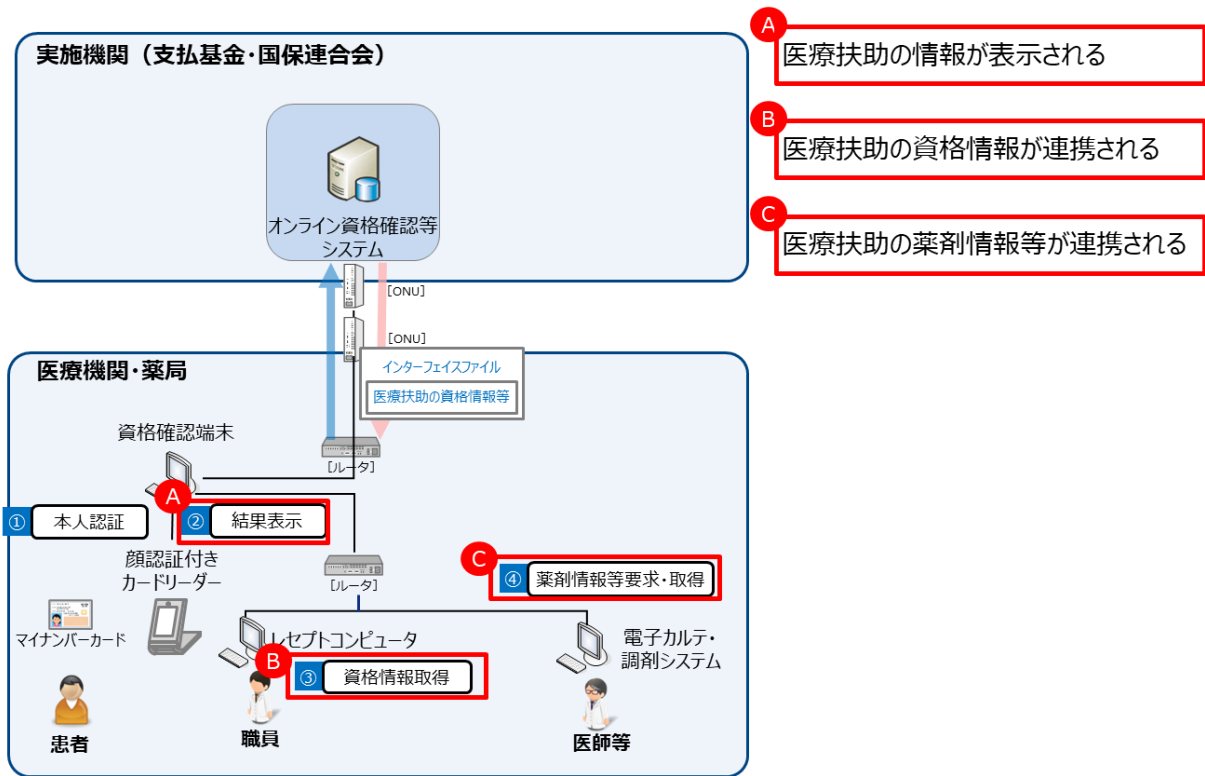


図 3 医療扶助のオンライン資格確認の流れ（医療保険・医療扶助併用の場合）

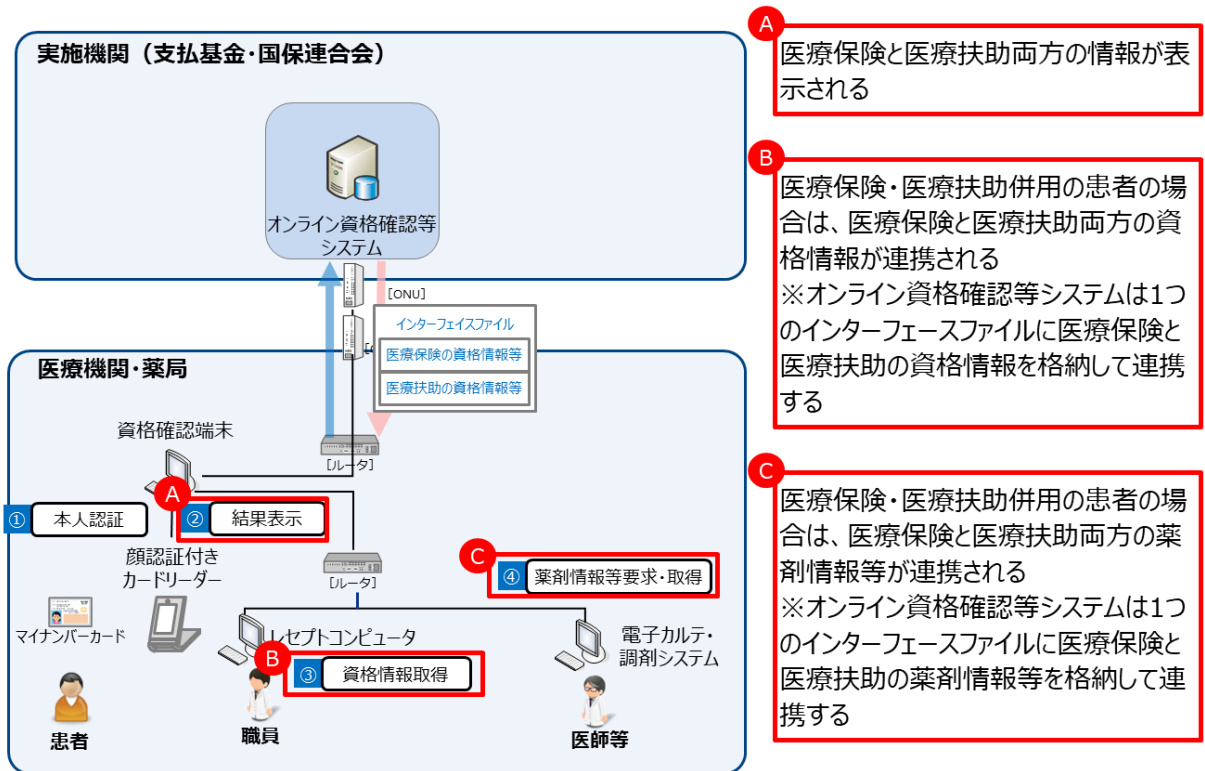


図 4 医療扶助のオンライン資格確認の流れ（未委託の医療機関・薬局の場合）

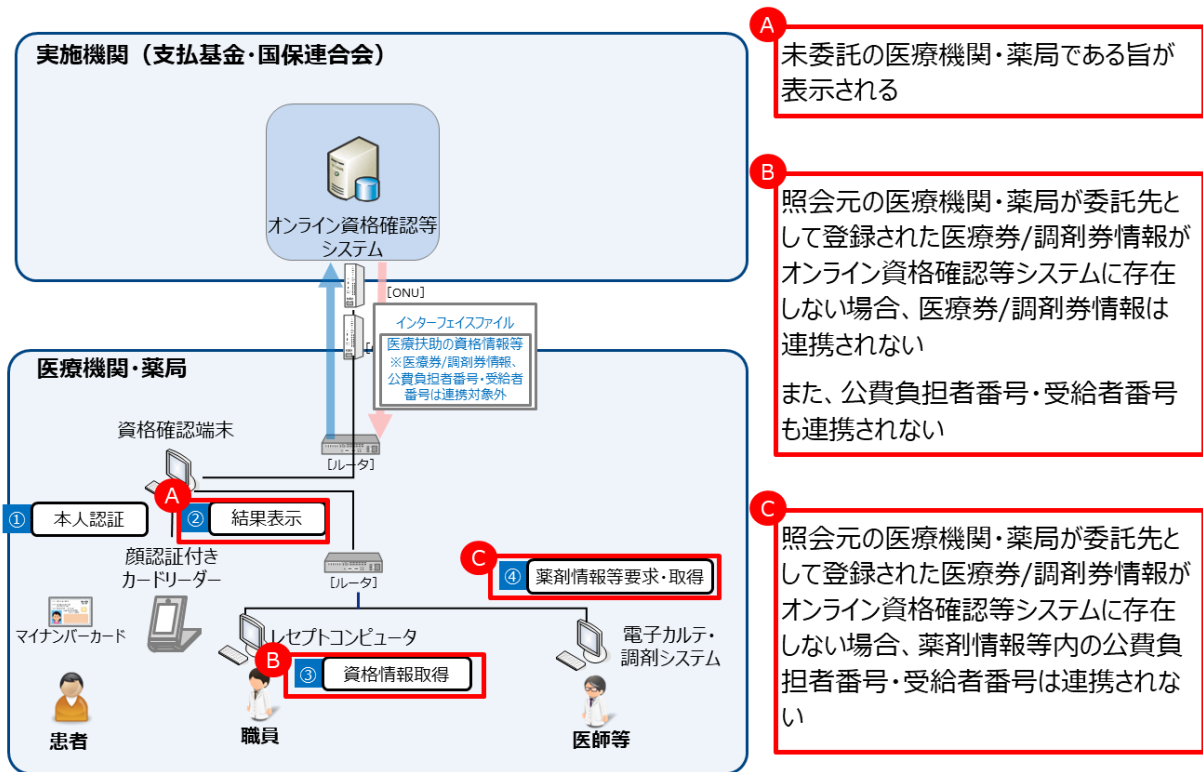


図 5 医療扶助のオンライン資格確認の流れ（委託先資格情報の一括取得）

※被保護者が事前に医療扶助の手続きを経ずに来院することがあります（緊急時の来院等）。この際、医療機関・薬局では、電話等で福祉事務所に医療扶助の利用可否を照会し、医療券/調剤券の確認なしで診察等を行うことがあります。

※委託先資格情報の一括取得では、被保護者の来院後に福祉事務所が事後的に登録した医療券/調剤券情報を被保護者の再来院なしで確認できます。

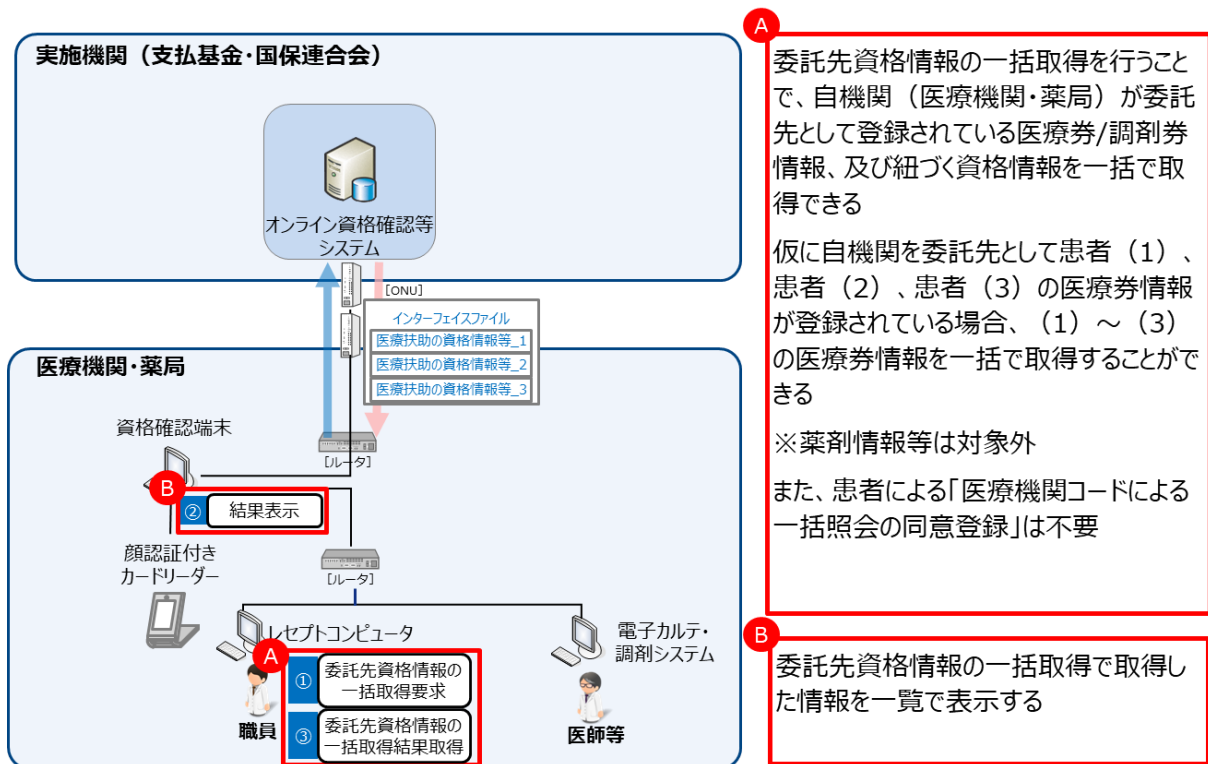


表1 医療保険のオンライン資格確認と医療扶助のオンライン資格確認の差
分表（機能）

大分類	小分類	業態ごとの比較		本紙位置
		医療保険	医療扶助	
マイナンバーカード	同意登録	医療機関等窓口にて、顔認証付きカードリーダーによる顔認証または暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、同意登録、資格情報の取得を行います。	医療保険と同様。	2.2.1
	資格確認	また、資格情報の取得の際には別途情報の要求は行わず、自動で取得可能となります。	医療保険と同様。 ※医療扶助の資格情報を取得可能となります。 また、医療保険・医療扶助併用の場合、医療保険・医療扶助両方の資格情報を取得可能となります。	
健康保険証		健康保険証の被保険者証記号・番号等を利用してレセプトコンピュータ等から照会します。	医療券/調剤券の受給者番号等を利用してレセプトコンピュータ等から照会します。 ※医療扶助の資格情報を取得可能となります。	2.2.1
事前確認における一括照会		医療機関・薬局のレセプトコンピュータ等に既に登録されている患者の資格情報の有効性をレセプトコンピュータ等から複数の患者の被保険者証記号・番号等で一括照会します。 (薬剤情報、特定健診等情報の取得は不可)	医療機関・薬局のレセプトコンピュータ等に既に登録されている患者の資格情報の有効性をレセプトコンピュータ等から複数の患者の受給者番号等で一括照会します。 (薬剤情報、特定健診等情報の取得は不可)	2.2.1
(追加機能)委託先資格情報の一括取得		—	医療機関コード等を利用してレセプトコンピュータ等から自機関が委託先医療機関・薬局として登録された医療券/調剤券情報(資格情報を含む)を一括で取得します。 ※医療保険・医療扶助併用の場合も、医療扶助の資格情報のみ取得可能となります。	2.2.1
薬剤情報、特定健診等情報の閲覧	同意登録	医療機関等窓口にて、顔認証付きカードリーダーによる顔認証または暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、閲覧同意を取得します。 (上記資格確認と同様)	医療保険と同様。	2.2.2

	個別照会	患者の同意期限(※1)内において、電子カルテシステム/調剤システム等から薬剤情報等を照会します。 ※1 同意期限は同意取得した時点から24時間有効	医療保険と同様。	2.2.2
レセプト振替		旧医療保険者等の資格で請求されたレセプトを、審査支払機関で振替処理を行った場合、新資格へ振り替えた結果及び新資格が確認できなかった情報を、増減点通知と同様の仕組みで連携します。	医療扶助のオンライン資格確認の導入に当たり、 福祉事務所(医療扶助) は レセプト振替・分割の対象外 とします。	2.2.3
照会番号登録		照会番号に基づき資格情報等とレセプトコンピュータ内の患者情報を紐付けて管理します。	医療保険と同様。 ※ 公費負担者番号・受給者番号等 に紐付けて照会番号を登録します。	—
その他		—	福祉事務所から委託を受けていない医療機関等(未委託の医療機関等)で、被保護者の資格確認が行われた場合、未委託の状態である旨の表示を行います。 また、公費負担者番号・受給者番号は連携されないため、取得できない仕組みとなります。 福祉事務所が「医療保険・医療扶助併用」で登録した被保護者において、併用先保険者の資格情報が登録されていない場合、併用先保険者の資格情報が登録されていない旨の表示を行います。	—